

# 前回意見を踏まえた追加分析等

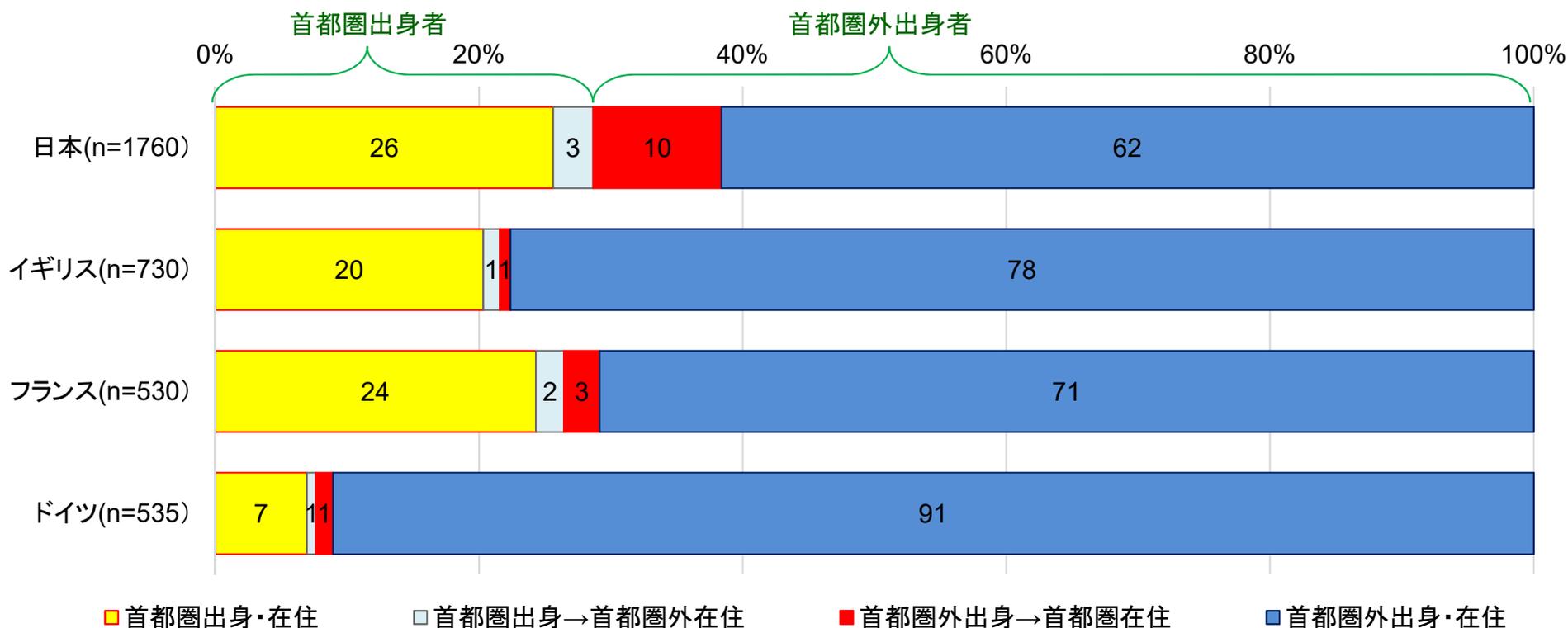
# 市民向け国際アンケート調査の追加分析結果

# 高学歴者の出身地・在住地の状況(国際比較)

- 大卒相当以上の人の国内での移動(出身地と在住地の関係)を見ると、日本では首都圏外出身者の1割程度が首都圏に在住しており、これは欧州諸国ではほとんど見られない動き。

大学相当以上の教育機関卒業者の出身地と在住地

※現在学生の人除外して集計



※出身地: 15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

※首都圏は、日本:東京圏(一都三県)、イギリス:グレーターロンドン、フランス:イルドフランス、ドイツ:ベルリン・ブランデンブルク大都市圏地域 と定義。

※学歴は「あなたが最初の就職の直前(学生時代)に通った学校についてお答えください」という問いへの回答であり、大学相当以上とした教育機関は以下のとおり。

日本:大学・大学院、イギリス:大学・大学院、フランス:グランゼコール、大学、国立高等教員養成学院

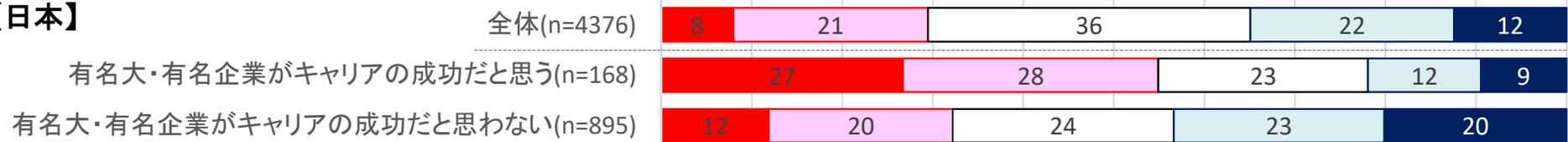
ドイツ:総合大学、専門大学、デュアル大学

# 周囲の人の意見や評価への意識(国際比較)

- ドイツ以外は、「有名大卒・有名企業就職がキャリアの成功」という意識を持っている人は「周囲の人の意見や評価が気になり望む選択ができない」と感じている割合が高い。

Q あなたは家族や周囲の知人の意見や評価が気になり、自身が望む働き方や生き方を選択できないと感じたことがありますか。

## 【日本】



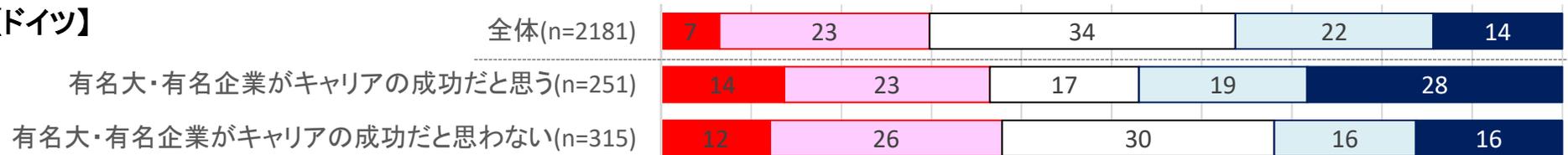
## 【イギリス】



## 【フランス】



## 【ドイツ】



0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

■ そう思う    □ どちらかといえばそう思う    □ どちらともいえない    □ どちらかといえばそう思わない    ■ そう思わない

※ 表頭の区分は「あなたは「有名大学に行き、有名企業に就職する」ことがキャリアの成功だと思いますか。」という問いに対して「そう思う」、「そう思わない」と回答した人。

# 賃金に関する満足度(東京圏外出身者)(年齢別、性別・在住地別)

- 東京圏外出身者の賃金に関する満足度を性別・年齢別で比較すると、男女とも、どの世代においても東京圏へ流入している人の方が高い傾向がある。

Q あなたがご自分で感じている賃金に関する満足度についてお答えください。

※「不満」を1、「満足」を10とした場合の10段階の回答を平均。対象は就業している人。

## 東京圏外出身者の賃金に関する満足度

	男性		女性	
	東京圏在住	東京圏外在住	東京圏在住	東京圏外在住
18-24歳	5.23	4.06	4.00	3.85
25-34歳	5.02	4.23	5.00	4.46
35-44歳	5.27	4.54	5.04	4.02
45-54歳	4.60	4.57	5.22	4.84
55-64歳	5.59	4.59	5.35	4.83
全年齢平均	5.13	4.50	5.04	4.77

※出身地:15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

# 賃金に関する満足度(雇用形態別・学歴別、在住地別)

- 賃金に関する満足度を雇用労働者の雇用形態別にみると、正規職員やパート・アルバイトでは東京圏在住の方が満足度が高い傾向にあるが、契約社員・派遣社員では東京圏在住の方がやや低い傾向がある。
- 同様に、最終学歴別に見ると、高学歴ほど満足度が高い傾向があり、大学卒・短期大学卒では東京圏在住の方が満足度が高い一方、専門学校卒・高等学校卒ではそこまで大きな差は無い。

**Q あなたがご自分で感じている賃金に関する満足度についてお答えください。**

※「不満」を1、「満足」を10とした場合の10段階の回答を平均。対象は就業している人。

賃金に関する満足度(雇用労働者の雇用形態別)

	東京圏在住	東京圏外在住
公務員	5.83	5.40
会社員(総合職)	5.30	4.96
会社員(一般職)	4.26	4.03
会社員(契約)	4.10	4.11
会社員(派遣)	3.98	4.11
パート・アルバイト	4.82	4.65

賃金に関する満足度(最終学歴別)

	東京圏在住	東京圏外在住
大学院	5.21	5.28
大学	4.91	4.66
短期大学	4.82	4.56
専門学校	4.32	4.23
高等学校	4.41	4.39
その他	4.20	3.79

※最終学歴は、「あなたが最初の就職の直前(学生時代)に通った学校(現在学生の場合は現在通っている学校)についてお答えください」5という問いに対する回答。

# レジャー・余暇に関する満足度(東京圏外出身者)(年齢別、性別・在住地別)

- 東京圏外出身者のレジャー・余暇に関する満足度を性別で比較すると、女性は東京圏へ流入している人の方が高い傾向にある。

Q あなたがご自分で感じているレジャー・余暇に関する満足度についてお答えください。

※「不満」を1、「満足」を10とした場合の10段階の回答を平均

## 東京圏外出身者のレジャー・余暇に関する生活の満足度

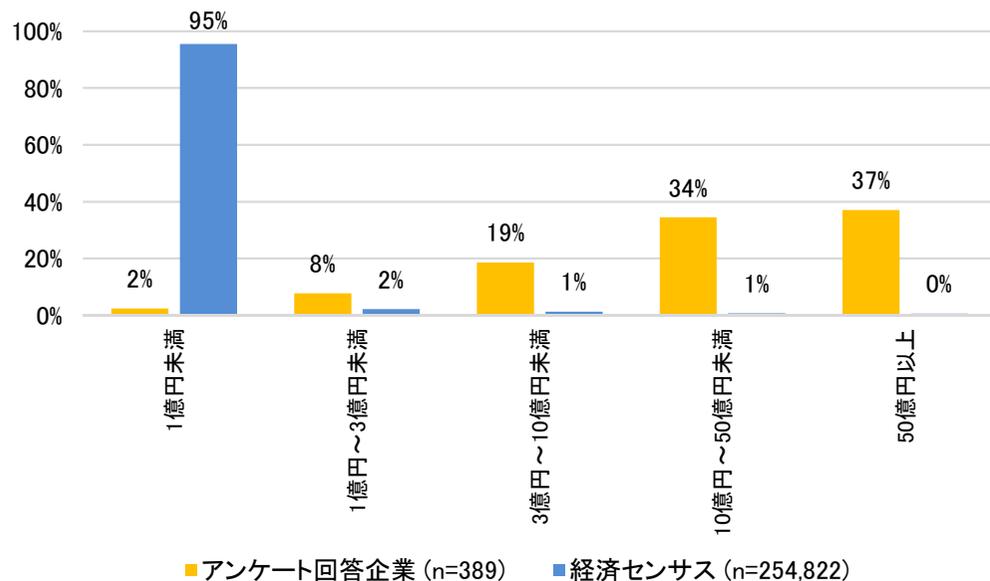
	男性		女性	
	東京圏在住	東京圏外在住	東京圏在住	東京圏外在住
18-24歳	5.48	5.85	5.73	5.95
25-34歳	5.52	5.66	5.73	5.59
35-44歳	5.90	5.82	5.56	5.58
45-54歳	5.20	5.49	5.85	5.46
55-64歳	5.96	5.78	6.05	5.69
全年齢平均	5.64	5.71	5.78	5.62

※出身地:15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

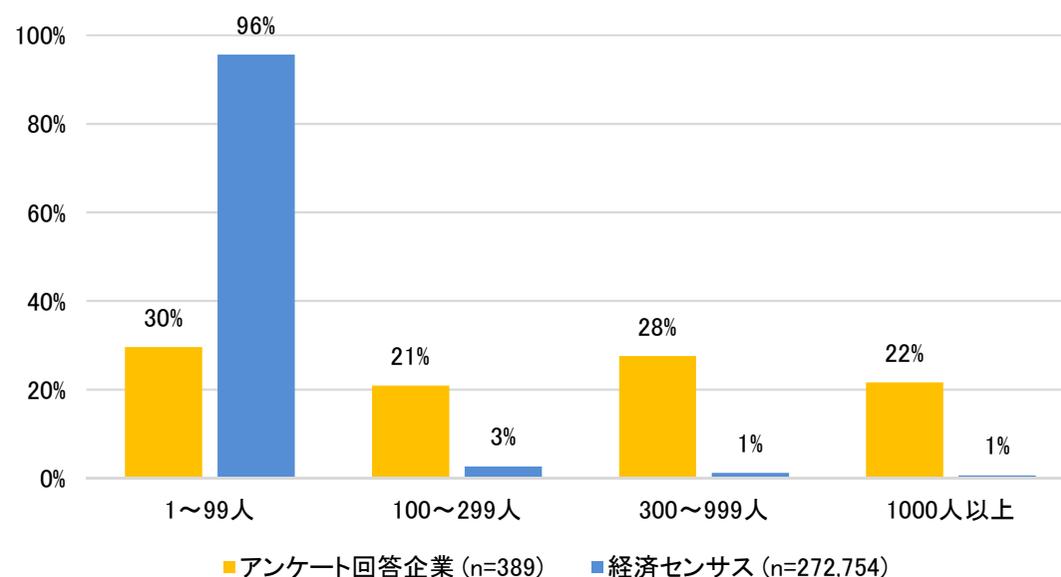
# 企業アンケート調査結果の補足データ

# アンケート回答企業と母集団との属性比較

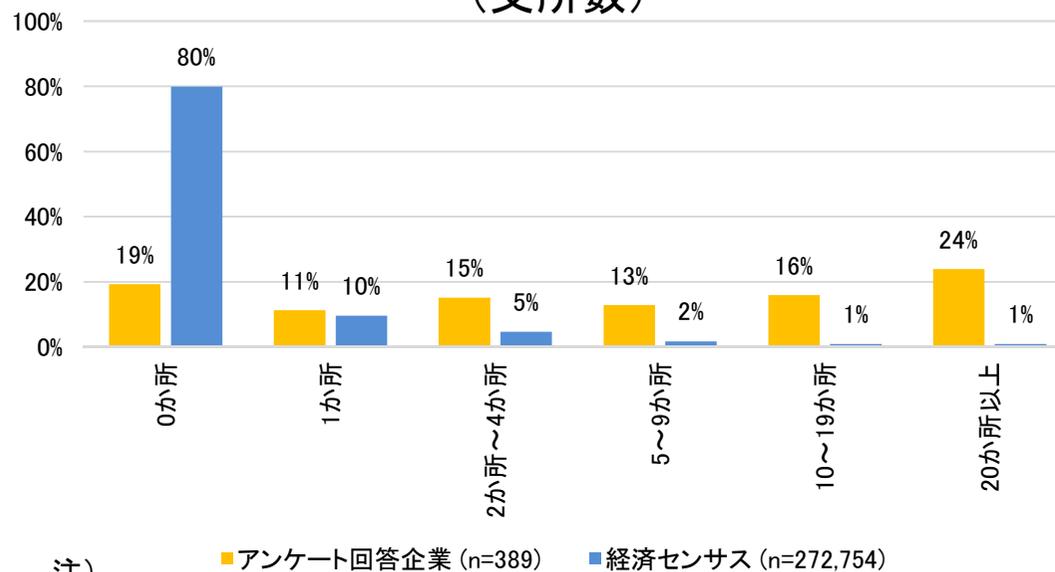
## (資本金)



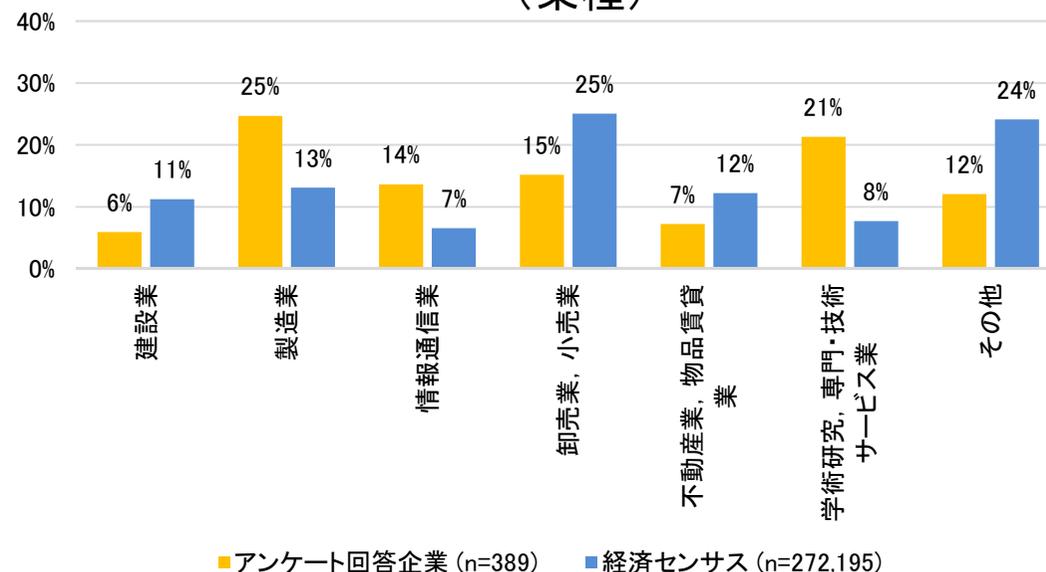
## (従業員数)



## (支所数)



## (業種)



注)

- 企業アンケートの対象は東京都に本社がある上場企業。
- 経済センサスには東京都に本社がある企業で非上場企業も含む。「会社以外の法人」「個人経営」の企業は含まず、会社企業のみを対象。

# 遠隔地勤務等に関する先行事例(追加ヒアリング結果)

- 居住地を問わない勤務形態の先行事例についてヒアリング。ヒアリングした2社では部門や社員区分の制限は置かず、ケースごとに適用を判断。いずれもフルリモートではなく月数回の出社を想定。
- 社員の労働・生活環境改善が主目的であり、地域限定社員の本社登用の道が開けるなどキャリアアップの可能性も拡大。また、一部コスト削減にも若干の寄与。
- 2社ともテレワーク環境の整備やジョブ型の働き方などを通じ、生産性の高いテレワークを実現。

## JTB(2020年12月1日実施)

### 制度の概要と導入状況

- 令和2年10月より、「居住登録地」でのテレワークを基本とする働き方を導入し、単身赴任の解除や遠隔地勤務を推進。
- 現在は社員1人に適用。現時点で利用申請は多く、今後の人事異動のタイミングで増加する見込み。

### 制度導入の背景

- コロナの影響を受けたコスト削減が目的でなく、働く場所の選択肢を増やすなど働き方の多様化を目的として導入。
- すでにテレワーク勤務メインの働き方も当たり前となっており、実家や他支社のサテライトオフィスからの勤務も可能。
- コロナ後の全社員アンケートで、在宅勤務経験者の内73%が「生産性が高まった、又は低下しない」と回答。

### 効果と課題

- ワークライフバランスを考慮した選択肢を実現。また、転居・転勤のない区分の社員も本社勤務可能となり、キャリアアップの道が開けた。
- 出張時の費用はかかるが、別居手当、帰省旅費(年12回)や社宅の経費が軽減され、若干コストの削減が見込まれる。
- 制度理解に向け転居転勤がない社員区分との整理が必要。

## 富士通(2020年12月1日実施)

### 制度の概要と導入状況

- 令和2年7月より、コアタイムの撤廃、通勤定期代支給の廃止、単身赴任の解消等からなる“Work Life Shift”を実施。
- 単身赴任解除希望者は1ヶ月間のトライアル期間で審査。
- 単身赴任者のうち、約3割がすでに単身赴任解消、もしくは解消に向けたトライアルを実施中。
- 単身赴任解除者は月2回程度出社を想定(実費支給)。

### 制度導入の背景

- ワークライフバランス向上とBCP対応が目的。
- テレワーク勤務により全社員の6割以上の社員が「仕事と生活のバランスがよくなった」、3割強の社員が「生産性が高まった」と回答(「低下した」は2割程度)。

### 効果と課題

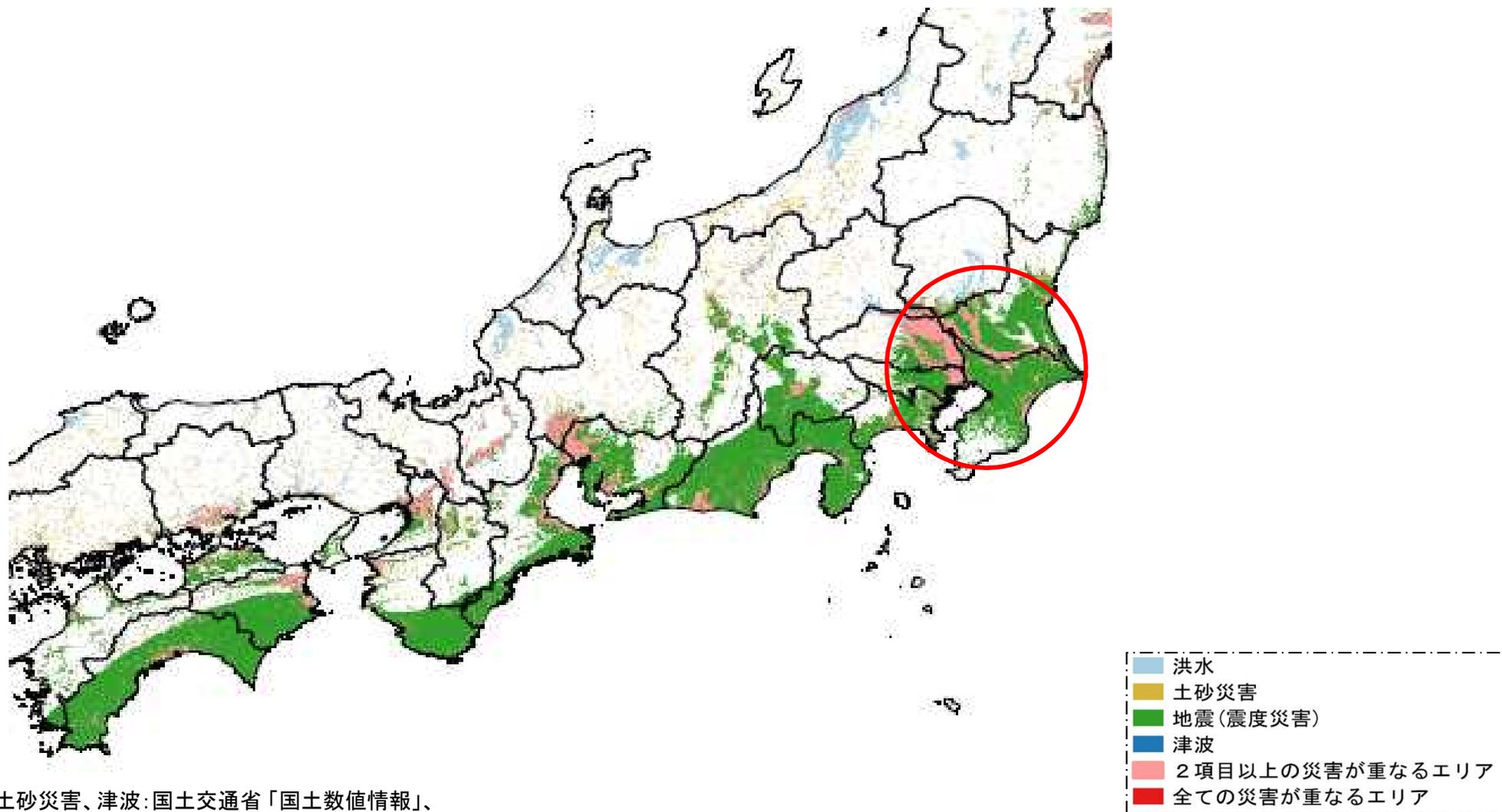
- 経営層は概ねポジティブ。社員アンケートでも9割が好感。
- 通勤手当の廃止よりテレワーク手当(5,000円/月)の負担大。出張が減少しているため、総コストは減少しているが、それ以上にオフィスのリノベーション費用をかけている。
- 経理、財務部門のテレワーク拡大の為には、原本管理義務等、法律の縛りがネック。

# 国内における自然災害リスク

# 東京における災害リスク

- 東京圏では広範囲で地震によるリスクが想定されるほか、地震以外のリスクと2項目以上の災害が重なるエリアも分布している。

災害リスクエリアの重ね合わせ図



(出典)洪水、土砂災害、津波:国土交通省「国土数値情報」、

地震:国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション(地震動予測地図データ)」より国土政策局作成

※一部地域は津波浸水想定データの無いことから、その地域は含まれていません。

※なお、洪水、土砂災害、地震(震度災害)、津波のいずれかの災害リスクエリアに含まれる地域を「災害リスクエリア」として集計しています。

# 首都直下地震のリスク

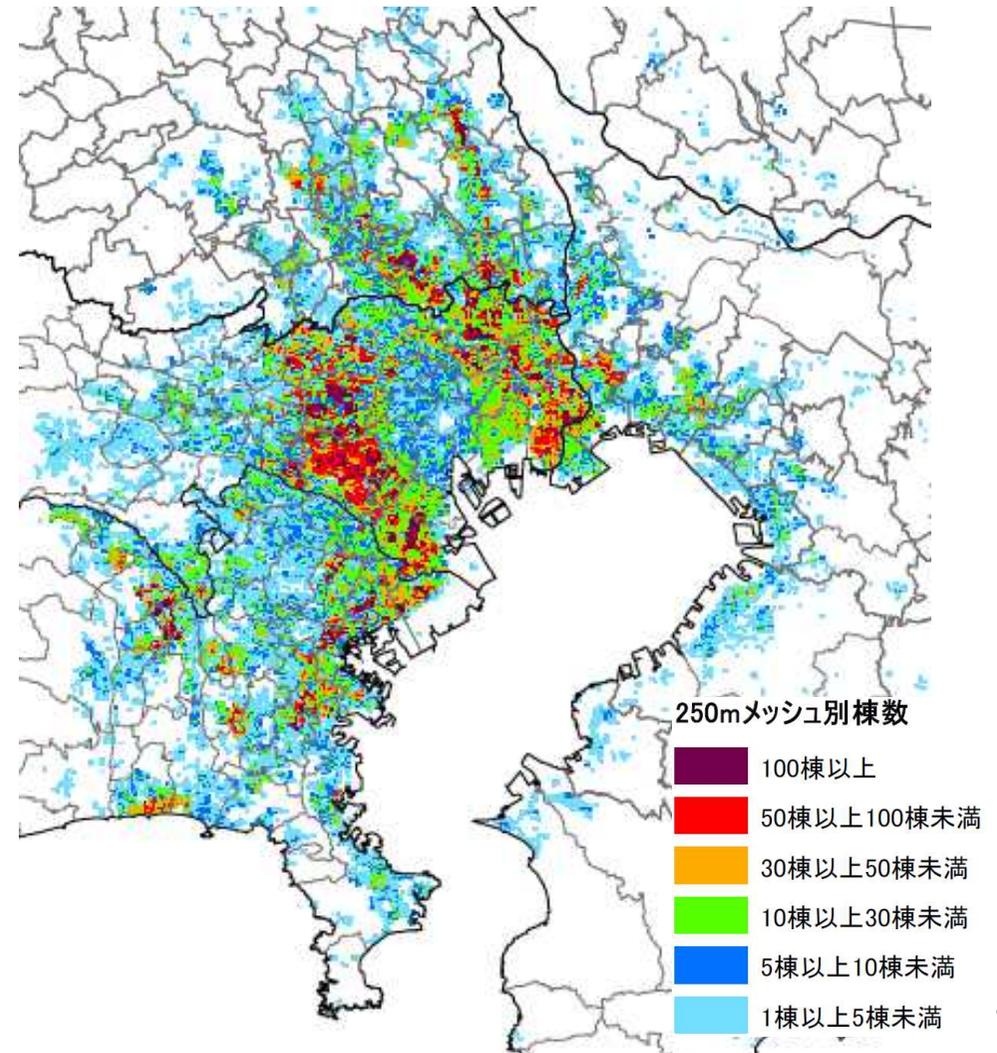
- 首都直下地震の被害想定では、東京都心の周りを中心とした地震火災発生による建物被害及び死者数が多いのが特徴。(南海トラフ巨大地震の被害想定では津波による死者数が多い)
- 資産等の被害は広域となる南海トラフ巨大地震が大きいですが、生産・サービス低下に起因する経済活動への影響は、首都直下地震の被害額が南海トラフ巨大地震を上回る。

主な被害想定(冬夕、風速8m/s)

	首都直下地震 (都心南部)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
<b>全壊及び焼失棟数合計</b>	<b>約610,000棟</b>	<b>約2,386,000棟</b>
揺れによる全壊	約175,000棟	約1,346,000棟
津波による全壊	—	約154,000棟
地震火災による焼失	<b>約412,000棟</b>	約746,000棟
<b>死者数合計(最大)</b>	<b>約23,000人</b>	<b>約278,000人</b>
建物倒壊等	約6,400人	約59,000人
津波(早期避難率低)	—	<b>約196,000人</b>
地震火災(最大)	<b>約16,000人</b>	約22,000人
<b>経済的な被害額</b>		
資産等の被害【被災地】	47.4兆円	<b>169.5兆円</b>
経済活動への影響【全国】※	<b>47.9兆円</b>	44.7兆円

※生産・サービス低下に起因(推計期間は被災後1年間)

全壊・焼失棟数(都心南部直下地震、冬夕、風速8m/s)



出典: 中央防災会議「首都直下地震の被害推定と対策について(最終報告)」(H25.12)  
 中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(H24.8)  
 中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」(H25.3)

# 東京における災害リスク(大規模水害)

● 利根川や荒川右岸で氾濫した場合、地下鉄を通じた地下部の水没を含め、広域での浸水被害が発生し、多数の死者や孤立者が見込まれる可能性。

### 利根川首都圏広域氾濫の被害想定

①浸水範囲 (最大浸水深図)

②浸水面積 **約530km<sup>2</sup>**

③浸水区域内人口 **約230万人**

④死者数 **約2,600人**

⑤孤立者数 **最大約110万人** (決壊2日後)

【算出条件】排水施設が稼働せず、避難率が0%である最悪のケース  
 【降雨条件】流域平均雨量 約320mm/3日 (流域面積 約5,100km<sup>2</sup>)

想定堤防決壊箇所  
 右岸136.0km  
 埼玉県大利根町弥兵衛地先

### 荒川右岸低地氾濫の被害想定

①浸水範囲 (最大浸水深図)

②浸水面積 **約110km<sup>2</sup>**

③浸水区域内人口 **約120万人**

④死者数 **約2,000人**

⑤孤立者数 **最大約86万人** (決壊1日後)

⑥地下鉄等の浸水被害 **17路線、97駅、約147km**

【算出条件】排水施設が稼働せず、避難率が0%である最悪のケース、越水氾濫を含む  
 【降雨条件】流域平均雨量 約550mm/3日 (流域面積 約2,100km<sup>2</sup>) (対策が現況程度の場合)

### 東京湾高潮氾濫の被害想定

①浸水範囲 (最大浸水深図)

②浸水面積 **約280km<sup>2</sup>**

③浸水区域内人口 **約140万人**

④死者数 **約7,600人**

⑤孤立者数 **最大約80万人** (高潮ピークから3時間後)

【算出条件】排水施設が稼働せず、避難率が0%である最悪のケース  
 【シナリオ条件】想定台風の規模: 室戸台風級(911hPa)、潮位の初期条件: 朔望平均満潮位+地球温暖化による海面水位の上昇量(0.6m)、海岸保全施設の条件: 漂流物等により海岸保全施設が損傷、全水門開放

【留意点】河川からの高潮浸水は考慮していない

### ライフラインの被害想定

	利根川首都圏広域氾濫	荒川右岸低地氾濫
電力	約59万軒	約121万軒
ガス	約26.6万件	約31.1万件
上水道 (給水制限)	約14万人	約164万人
下水道	(汚水処理)	約180万人
	(雨水排水)	約70万人超
通信	(固定電話)	約61万加入
	(携帯電話)	約40万在圏
		約52万加入
		約93万在圏

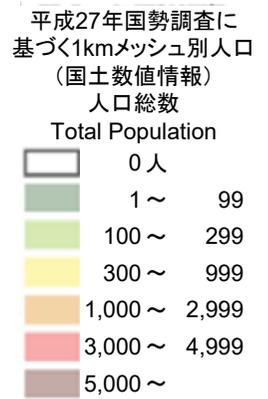
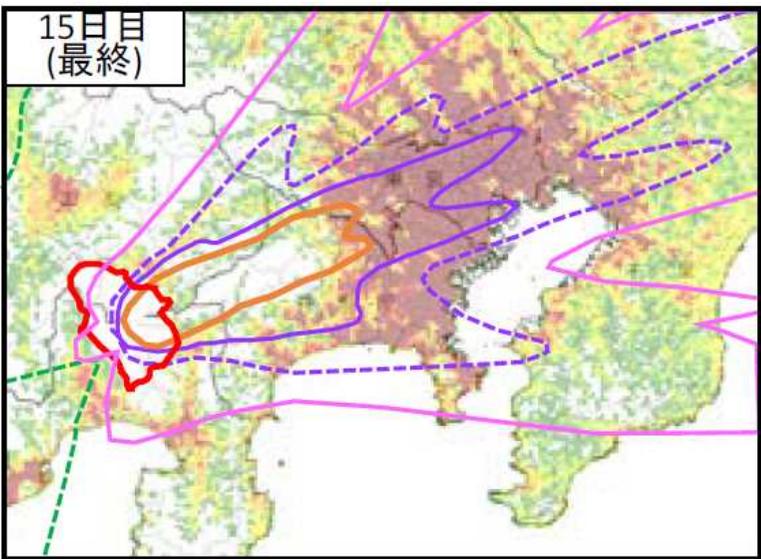
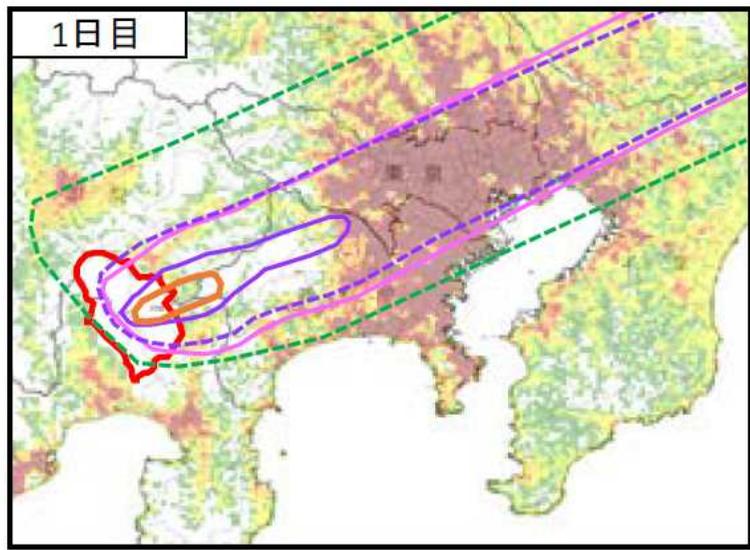
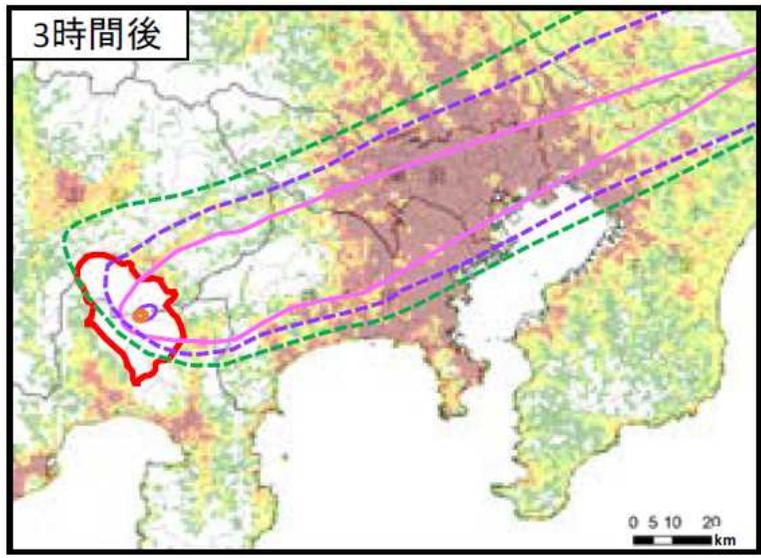
(留意点) ・どの場合も供給側施設の浸水による支障に関する想定結果  
 ・停電による供給側施設の途絶や個別住宅等の浸水による支障は含まないため、支障件数はさらに増加すると想定(※上水道及び携帯電話の支障件数は、停電による供給側施設の途絶を考慮)

出典: 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(H22)

# 東京における災害リスク(富士山噴火)

● 富士山で宝永噴火(1707年)規模の噴火が発生した場合、風向きによっては首都圏の広範囲で降灰が想定され、道路の交通支障や碍子の絶縁低下による停電など、長期間影響を及ぼす可能性。

主な影響の閾値の範囲(降雨時、西南西風卓越)



- 大きな噴石・火砕流からの避難
- 木造家屋倒壊可能性(30cm)
- 道路の通行支障  
実線:四輪駆動車通行不可(10cm)  
破線:二輪駆動通行不可(3cm・視程低下)
- 停電  
碍子の絶縁低下による停電可能性(3mm)
- 鉄道  
地上の鉄道運行停止(微量)

出典: 中央防災会議「大規模噴火時の広域降灰対策についてー首都圏における降灰の影響と対策ー」(R2.4)

# 東京一極集中是正に係る既存の取組例

# 東京一極集中是正に係る既存の取組例

名 称	概 要
①地方創生推進交付金 (移住・起業・就業タイプ)	○東京から地方に移住して <u>起業・就業する方々へ支援金を支給する取組を行う地方公共団体を支援。</u>
②地方拠点強化税制	○企業が本社機能の地方移転又は地方拠点の強化を行う場合の税制優遇措置として、 <u>オフィス減税(建物等の取得価額に対する特別償却又は税額控除)及び雇用促進税制(常時雇用従業員数の増加数に応じた税額控除)</u> を適用。
③地方大学・産業創生法	○産官学連携により、 <u>地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を「地方大学・地域産業創生交付金」において重点的に支援し、「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の修学・就業を促進。</u> ○特定地域内(東京23区内)の大学の学部等の <u>定員増を原則10年間抑制。</u>

# ①地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)

## 地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業

○ 地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※1へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※2が移住)	
地方※1での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※3とした中小企業等に就業)	就業した場合 <b>最大100万円</b>	
地方※1での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)	起業した場合 <b>最大300万円</b> (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 <b>最大200万円</b>



他省庁との連携

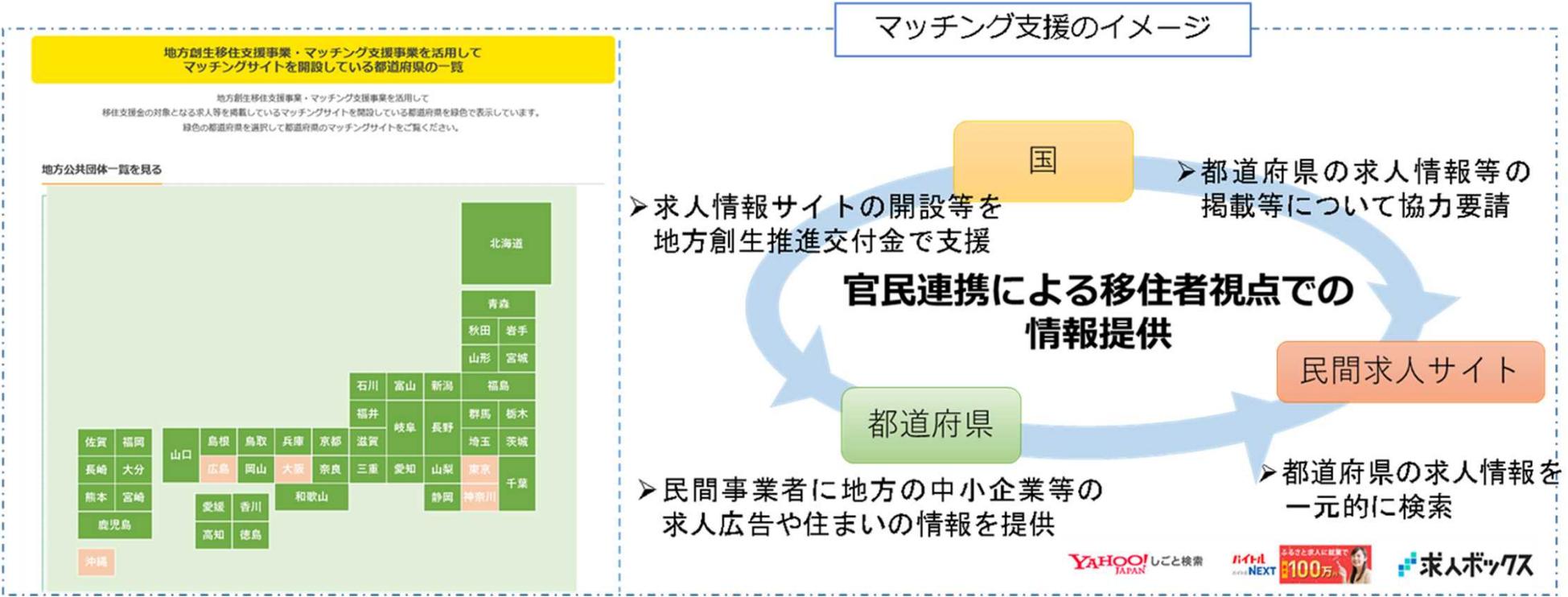
- ＜移住支援と連携＞
  - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
  - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
  - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。  
 ※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。  
 ※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。  
 ※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。  
 ※5 世帯の場合は最大100万円、単身の場合は最大60万円。

# ①地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)

## 地方移住・就業推進のための民間求人サイトとの連携

- 東京圏から地方へのUIターンによる就業促進に向け、次の取組により移住者視点での情報提供を充実
  - ✓ 都道府県が行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援。求人情報に加え、住まいの情報を含む生活情報を参照可能に。
  - ✓ 都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、東京圏の求職者や移住希望者が、一元的に検索できる枠組みを構築するため、平成31年3月29日、民間求人サイト運営会社と連携協力協定を締結。
  - ✓ 令和元年10月29日、民間求人サイトとの連携による一元的な情報検索サービスを開始。



出典: 内閣府地方創生推進事務局(2020年8月)「地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の交付対象事業の決定(2020年度第2回)について」

# ②地方拠点強化税制

## 地方拠点強化税制 (令和2年度税制改正後)

### 移転型

東京23区からの企業の  
本社機能の移転を支援  
〔東京圏の既成市街地等以外への移転  
の場合支援〕



### 拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の  
強化を支援  
〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等  
以外での拡充の場合支援〕



**地方活力向上地域等特定業務施設整備計画** (事業者作成→知事認定)

〔認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※  
対象施設: 事務所、研究所、研修所  
対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域〕

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要  
①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者  
②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

### オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件: 2,000万円 (中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

### 雇用促進税制

適用要件: ①特定業務施設の雇用者増加数 (非正規除く) が2人以上 ②事業主都合の離職者なし

- 雇用者増加数 1人あたり最大**90万円(80万円\*)** を税額控除  
《最大**50万円** (注) + 上乗せ分**40万円(30万円\*)**》  
\* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合
- <上乗せ分について>
  - 上乗せ分40万円は**最大3年間継続 (40万円×3年 = 120万円)**  
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
  - 特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除
  - 雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可

- 雇用者増加数 1人あたり最大**30万円** (注) を税額控除

(注) 増加雇用者が転勤者の場合は減額 (-10万円)。非正規の新規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。

# ③地方大学振興・若者の雇用機会創出等

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

日本全国や世界中から学生が集まる  
キラリと光る地方大学づくり

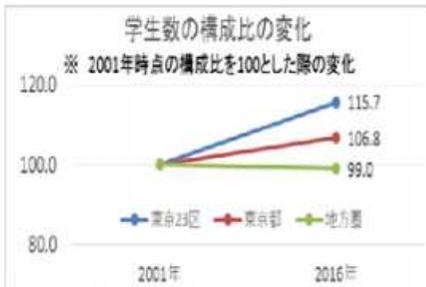
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※)文科省計上分を合わせ国費97.5億円(H31年度予算額)  
(H30年度95億円)

## (2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例
  - ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
  - ・留学生や社会人の受入れ
  - ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
  - ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
  - ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)

## (3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

**目標** 東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。  
(参考:2017年時点の東京圏への転入超過数は約12万人。(2018年時点で約13.6万人))